

北薬会会則

第1章 総 則

(名称及び所在地)

第1条 本会は北薬会と称し、北海道科学大学薬学部及び北海道薬科大学の学部並びに大学院の卒業生（以下、「卒業生」という）により組織される同窓会である。

2 本会を北海道札幌市手稲区前田7条15丁目4-1北海道科学大学内に置く。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦をはかり、北海道薬科大学の歴史と伝統を尊重し、学校法人北海道科学大学の設置校とその各校同窓会との連携のもと、北海道科学大学薬学部並びに関係機関の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会はその目的を達成するために次の各号の事業を行なう。

- (1) 会員相互の親睦に関わる事業
- (2) 北海道科学大学薬学部とその在学生への後援に関わる事業
- (3) 卒業生の生涯学習に関わる事業
- (4) 本会全般に関わる広報活動事業
- (5) 学校法人北海道科学大学の設置校同窓会で組織する校友会への参加と協力
- (6) その他本会の目的達成の為に常任幹事会において必要と認めた事項

(本部及び支部)

第4条 本会は本部を北海道科学大学に置き、必要に応じて支部を設置することができる。

2 支部を設置するにあたっては、本会支部設置規程によるものとする。支部設置規程は別にこれを定める。
3 支部の円滑な運営に関する必要な事項は支部運営規約に定める。支部運営規約は別にこれを定める。

第2章 組 織

(会員)

第5条 本会は下記の資格を有する者をもって組織する。

- (1) 正会員は北海道科学大学薬学部及び北海道薬科大学の学部並びに大学院を卒業した者とする。
- (2) 特別会員は北海道科学大学薬学部の職員とする。
- (3) 名誉会員は本会に功労のあった者で、常任幹事会で推薦された者とする。
- (4) 準会員は北海道科学大学薬学部在学生とする。

(顧問)

第6条 北海道科学大学薬学部及び北海道薬科大学ならびに本会の功労者を顧問とすることができる。顧問は会長これを推す。

(運営)

第7条 本会の運営は正会員により行なう。

(事務局)

第8条 本会の事務を処理するため必要に応じて事務局を設け、事務局員若干名を置くことができる。

2 事務局員は常任幹事会の議決を経て会長が任命する。

第3章 役員

(役員)

第9条 本会に以下の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事長 1名
- (4) 常任幹事 若干名
- (5) 会計幹事 2名
- (6) 監査役 2名

(選出)

第10条 役員は正会員の中から次のとおり選出する。

- (1) 会長 総会において選出する。
- (2) 副会長 会長が委嘱する。
- (3) 幹事長 常任幹事会において選出し、会長が委嘱する。
- (4) 常任幹事 総会において選出し、会長が委嘱する。
- (5) 会計幹事 会長が委嘱する。
- (6) 監査役 総会において選出する。

2 会長、副会長、幹事長、会計幹事はその職務を兼任することはできない。

3 監査役は他のいずれの職務とも兼任することはできない。

(職責)

第11条 役員の職責を次のとおり定める。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- (3) 幹事長は常任幹事会を統括する。

- (4) 常任幹事は会務の執行にあたる。
- (5) 会計幹事は本会の経理を掌る。
- (6) 監査役は本会の会務及び会計を監査する。

(任期)

第12条 役員の任期は、総会から翌々年の総会までの2年間とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員に欠員を生じたときは会長が推薦し、常任幹事会において承認を得る。

3 補欠役員の任期は、前役員の残余期間とする。

(費用の支弁)

第13条 役員が会務の執行及び運営のために要した費用は支弁することができる。費用の額は常任幹事会において定める。

第4章 会議

(種類)

第14条 本会の会議は総会、常任幹事会、支部長会議及び正副会長会議の4種とする。

(総会)

第15条 総会は定期総会及び臨時総会の2種とする。

2 定期総会は毎年1回開催し、臨時総会は常任幹事会において必要と認めたときに開催する。

3 総会はあらかじめその会議の目的たる事項を示して、会長がこれを召集しなければならない。

(議長の選出・委任)

第16条 総会の議長は出席会員の中から互選する。

2 正会員は総会に出席する義務を有し、やむを得ない場合は委任することができる。

(総会の附議事項)

第17条 総会は次の各号の事項を議決する。

- (1) 事業計画に関すること
- (2) 予算、決算
- (3) 会則の改廃
- (4) 役員の選出
- (5) その他常任幹事会が必要と認めた事項

(決議方法)

第18条 総会の議事は出席会員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長がこれを決める。

(常任幹事会、支部長会議及び正副会長会議)

第19条 常任幹事会は会長、副会長、幹事長、常任幹事及び会計幹事をもって組織し、重要事項を審議、決定し、その執行にあたる。

- 2 常任幹事会は会長が召集し、役員の過半数の出席により成立する。
- 3 常任幹事会の議長は幹事長をあてる。
- 4 常任幹事は常任幹事会に出席する義務を有し、やむを得ない場合は議長に委任することができる。
- 5 常任幹事会の議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは幹事長がこれを決める。
- 6 支部長会議は会長、副会長、幹事長、各委員長、会計幹事及び各支部長をもって組織し、支部運営に関する事項を審議する。
- 7 支部長会議は会長が召集する。
- 8 支部長会議の議長は幹事長をあてる。
- 9 正副会長会議は会長、副会長をもって組織し、常任幹事会に提示すべき本会の運営方針を審議する。必要に応じて監査役及び顧問の出席を求めることができる。

(会議の記録)

第20条 議長は各会議における経過についてこれを記録しなければならない。

(会員による常任幹事会の開催要請)

第21条 会長は正会員の10分の1以上の同意をもって建議された事項については常任幹事会に附議しなければならない。

第5章 財務

(会費)

第22条 正会員になる為には、入学時に永久会費として40,000円を納入するものとする。ただし、中途退学をした準会員は所定の手続きを経て会費の返還を受けることができる。

(経費の支弁)

第23条 本会の経費は、会費及び寄附金等をもってこれにあてる。

(会計年度)

第24条 会計年度は、毎年3月26日に始まり、翌年3月25日までとする。

第6章 委員会

(委員会)

第25条 本会の目的を達成するために必要に応じて常任幹事会の議決を経て臨時に次の委員会を置くことができる。

(1) 総務委員会

- (2) 組織委員会
- (3) 財務委員会
- (4) 広報委員会
- (5) 後援委員会
- (6) 就職委員会
- (7) 特別委員会

2 前項(7)特別委員会とは、前項(1)から(6)の委員会のいずれにも属さず常任幹事会において必要と認めた委員会をさす。

3 委員会に、委員長1名、委員若干名を置く。

第7章 表彰

(表彰)

第26条 本会の発展のために功績のあった者に対し、会長は常任幹事会の議決を経て表彰を行うことができる。

第8章 旅費

(旅費)

第27条 本会の会員が本会の業務で国内出張する場合には旅費を支給する。

2 旅費を支給するにあたっては本会旅費規程によるものとする。旅費規程は別にこれを定める。

第9章 雜則

(会則の改廃)

第28条 この会則を改廃しようとするときは、常任幹事会の議決を経て総会の承認を得なければならぬ。

(その他の必要な事項)

第29条 本会則のほか必要な事項は常任幹事会の議決を経て別に定める。

(届け出義務)

第30条 本会会員は、転居・改姓その他身分の異動ある場合は、本部に届け出なければならない。

(設立年月日)

第31条 本会の設立年月日は昭和53年4月1日とする。

附則

1 この会則は、昭和53年4月1日から施行する。ただし、この会則の施行以前については別に定める。

- 1 この会則の改正は昭和58年5月14日から施行する。
- 1 この会則の改正は昭和60年5月11日から施行する。
- 1 この会則の改正は昭和61年4月28日から施行する。
- 1 この会則の改正は昭和63年5月7日から施行する。
- 1 この会則の改正は平成9年5月31日から施行する。
- 1 この会則の改正は平成23年7月2日から施行する。
- 1 この会則の改正は平成27年6月13日から施行する。
- 1 この会則の改正は平成30年4月1日から施行する。